

新与謝野町立学校給食センター機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、与謝野町（以下「甲」という。）が新与謝野町立学校給食センター（以下「警備対象施設」という。）の機械警備業務の実施に関して受託者（以下「乙」という。）に内容を示すものであり、乙はこの仕様書に定める事項について誠実かつ確実に履行するものとする。

1. 警備対象施設

① 対象物件名、構造、延べ床面積

対象物件名：新与謝野町立学校給食センター

構 造：鉄骨造

延べ床面積：1616.69m²

② 所在地

京都府与謝郡与謝野町字岩屋278-1

2. 業務の目的

警備対象施設における不測の事態（侵入、盗難、破損、火災、その他異常な行為等）に対して予防・防止を行い、施設の安全、安心かつ円滑な運営を目的とする。

3. 業務委託期間（警備期間）

委託期間：契約締結日の翌日～令和11年11月30日

警備期間：令和8年12月1日～令和11年11月30日

※契約締結日の翌日から令和8年11月30日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とする。なお、この間における本業務の準備は、乙の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとするので、了承の上、入札に参加すること。

※警備対象施設は現在建設工事中であることから、工事の進捗により委託期間が変更となる場合は、契約期間を別途協議するものとする。

4. 警備の方法

警備の方式は、業務実施のため必要な機器（以下「警報装置」という。）を設置し、警報装置によって伝達される異常の有無を監視センターで監視し、異常が発生したときは定められた待機所等から警備員を急行させ、業務の目的を履行する機械警備方式とする。なお、業務委託期間開始前に警備実施計画書を甲乙協議の上決定し、乙において作成する。

5. 警備業務の種類・概要

① 防犯警備業務

警備対象施設に設置されている警報装置によって感知される侵入異常の監視並びに侵入異常を受信したときにおける緊急対処をおこなうものとする。異常情報を受信したときは遅延なく警備員を急行させ、異常事態の内容の確認をおこなう。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。

② 火災警備業務

対象施設に設置されている警報装置によって感知される火災異常の監視ならびに、火災異常を受信したときにおける緊急対処をおこなうものとする。その結果、必要と認めたときは消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止（初期消火、誘導）をおこなう。異常情報を受信したときは、防犯警備が解除（有人）の状態の際は、警備対象施設に電話連絡し火災信号受信の旨を伝えるとともに、現場での火災発生の有無確認をおこない、防犯警備がセット（無人）の状態の際は、警備員は、関係機関と協力し事態の拡大防止に努めるとともに、施設管理者等へ連絡を行わなければならない。

③ 保守点検業務

乙は、警報装置が正常に作動するよう定期的に警報装置の点検を行い、その結果を甲に報告するとともに、故障が認められる場合は直ちにこれを修理するものとし、その費用は乙が負担するものとする。ただし、その故障の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がその費用を負担する。

④ その他の業務

警備に付随する事項について甲乙協議した業務とする。

6. 警備員の待機所

京都府公安委員会への届出を行い、24時間対応可能な警備員を常駐させる待機所を1か所以上設け、警備対象施設に即応できる体制を備えること。また、契約締結後、待機所の位置等を甲に書面により通知すること。

7. 警報装置（警戒警備システム）仕様

- ① 設置する警報装置のセット、解除においては、カードキー又はスティックキー方式とし、警備の状態が視認できる機能を有していること。
- ② 停電等発生の際にも常に業務を実施できるようバッテリー等でバックアップできるようにしておくこと。通信回線は乙が用意し、設置、撤去、通信費用等一切の費用は乙が負担すること。
- ③ 外部からの侵入を的確かつ早期に発見できるよう、別紙警備対象施設図面を参考に各階の窓と扉にマグネット式の感知器を設置すること。ただし、機械警備上さらに設置が必要な箇所があれば、甲乙協議のうえ設置を決定すること。

- ④ 内部については、侵入者の動線が把握できる空間センサーを設置すること。
- ⑤ 火災監視については警備対象施設の自動火災報知設備の移報を使用し監視すること。
- ⑥ 個々のセンサーが確認でき、異常信号が発せられた個所が乙の異常信号を監視する部署と警備対象施設の双方で特定できる機能を有していること。
- ⑦ 警報装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視できる機能を有していること。

8. 警報装置の設置及び撤去

- ① 警報装置は乙が設置し、その所有権は乙に帰属する。
- ② 警報装置の設置については甲と調整のうえ、委託期間開始日までに行うこと。なお、当該設置に係る費用は、警備業務に要する経費に含むものとする。
- ③ 甲は警備対象施設の増改築、用途変更等により、既設の警報装置の移動、変更等の必要が生じた場合は、当該移動、変更等の15日前までに乙に通知するものとし、当該移動、変更等に要する費用は甲が負担する。
- ④ 乙が警報装置を設置する場合は、事前に甲の承認をうけるとともに、設置完了後は遅滞なく、その種類、個数、設置場所等を示す警報装置設置図を作成して甲に提出しなければならない。
- ⑤ 警報装置の設置及び撤去に当たっては、建物の意匠を損なわないように行い、その費用については乙の負担とする。
- ⑥ 警報装置の撤去に際し、乙は警報装置の取り付けの必要上、事前に甲了承の上で警備対象施設に施された孔穴、その他の変更部分については、一切原状回復の義務を負わないものとする。

9. 警備時間

警備時間は、防犯警備業務については警報装置作動開始信号を受けた時から解除信号を受けたときまでとする。ただし、20:00までに警報装置作動開始信号がなかつた場合は、同時刻経過後に施設管理者等への確認等により警備を開始するものとする。

火災警備業務については24時間警備対象とする。

10. 報告書の提出

① 報告書の提出

甲は警備対象施設の管理運営上必要な時に、乙に対して施設内の秩序保持等に関する報告書の提出を求めることができる。

② 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、乙は前項とは別に事故報告書を甲に速やかに提出しなければならない。

1 1. 損害賠償

- ① 乙は、この業務の履行にあたり、警備対象施設または甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合はこの限りでない。
- ② 前号の場合において、乙が負担する賠償額の限度は次のとおりとする。ただし、対人賠償及び対物賠償を合わせて1事故につき10億円を限度とする。
- ③ 前号の規定にかかわらず、賠償額が限度額を超える場合は甲乙協議のうえ定める。
- ④ 甲は乙の責に帰すべき事由による損害を受けたときは、当該損害が発生した日から起算して14日以内に書面により乙に通知するものとし、通知を受けた乙は、損害に対し賠償しなければならない。

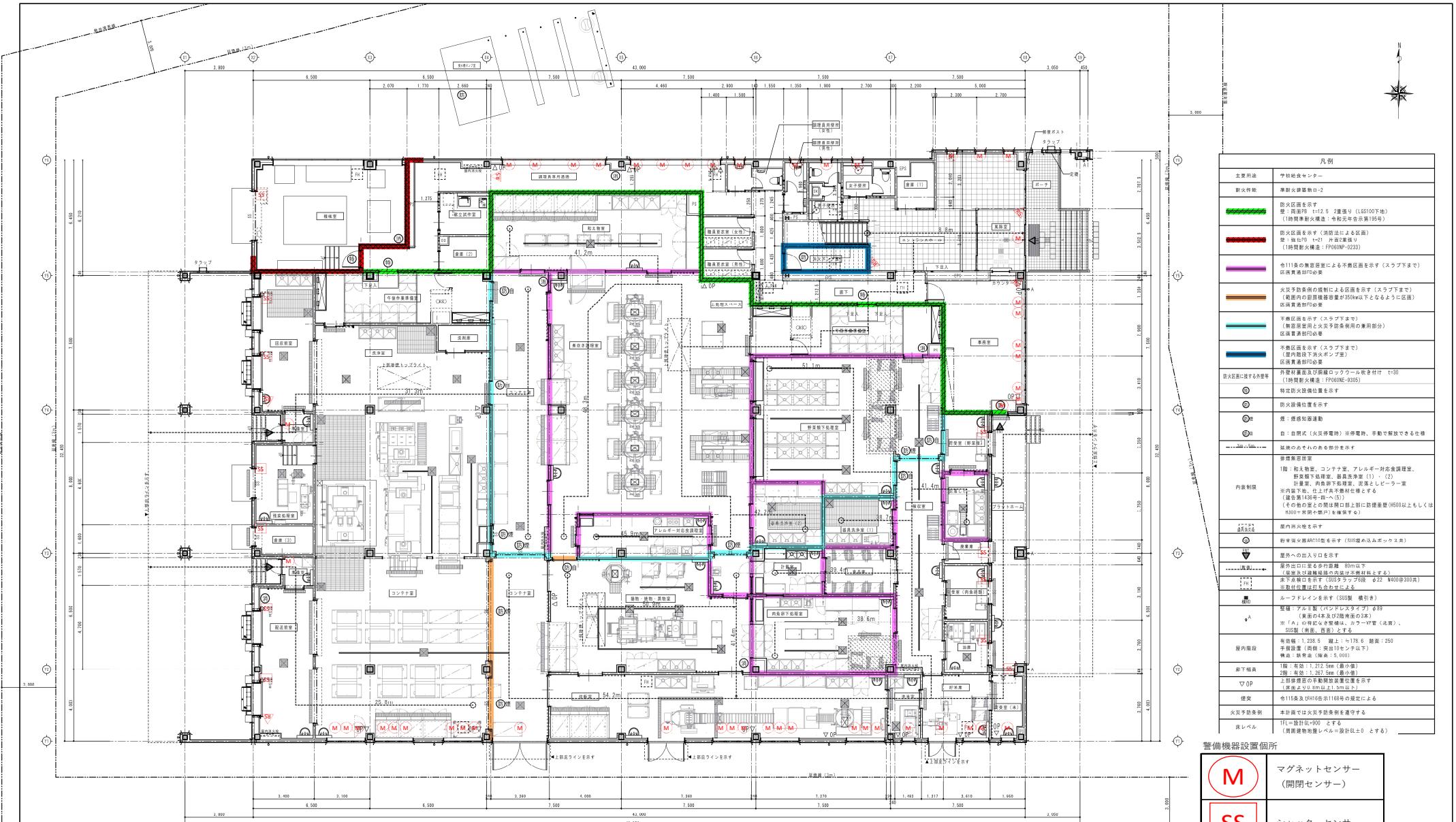
1 2. 免責事項

乙は、次に掲げる場合において発生した事故の損害については賠償の責めを負わない。

- ① 天災、暴動、通信回線障害その他乙の責めに帰することができない事由により、業務実施が不可能となった場合。
- ② 警備対象施設の設備又は管理に瑕疵がある場合。
- ③ 甲の管理下にある者の故意又は過失に起因する場合。
- ④ 警備対象施設に設置された警報装置を甲の管理下にある者が乙の承諾を得ずみだりに移設、変更、撤去、分解、開被、調整、切替え、切断、加工等を行った場合。
- ⑤ 甲が警備対象施設の警備上必要とする鍵を乙に預託しない場合。

1 3. その他特記事項

- ① 乙は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。契約期間満了後及び解除後においても同様とする。
- ② 甲は緊急時の連絡者を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとし、乙は必要と認められるときは定められた順位に従って、緊急連絡先に遅滞なく電話連絡するものとする。
- ③ 警備実施時間中においては乙の責めにより警報装置が作動不良になった場合は、乙が代替の警備対策を講じるものとする。
- ④ 乙は、乙の責めにより既存警報装置を撤去する必要がある場合、新たな警報装置の設置完了までの期間は、乙の負担において人的警備を行うものとする。
- ⑤ 甲は、警備実施に必要な鍵を、乙に預託し、乙は厳重な取扱と保管をするものとする。
- ⑥ 業務委託料は、毎月払いとし、受注者は、業務委託料を毎月発注者に請求し、発注者は適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に、これを支払うものとする。
- ⑦ この仕様書に定めがない警備上必要な事項及び各項の解釈について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、取り決めるものとする。



機械警備センター設置個所

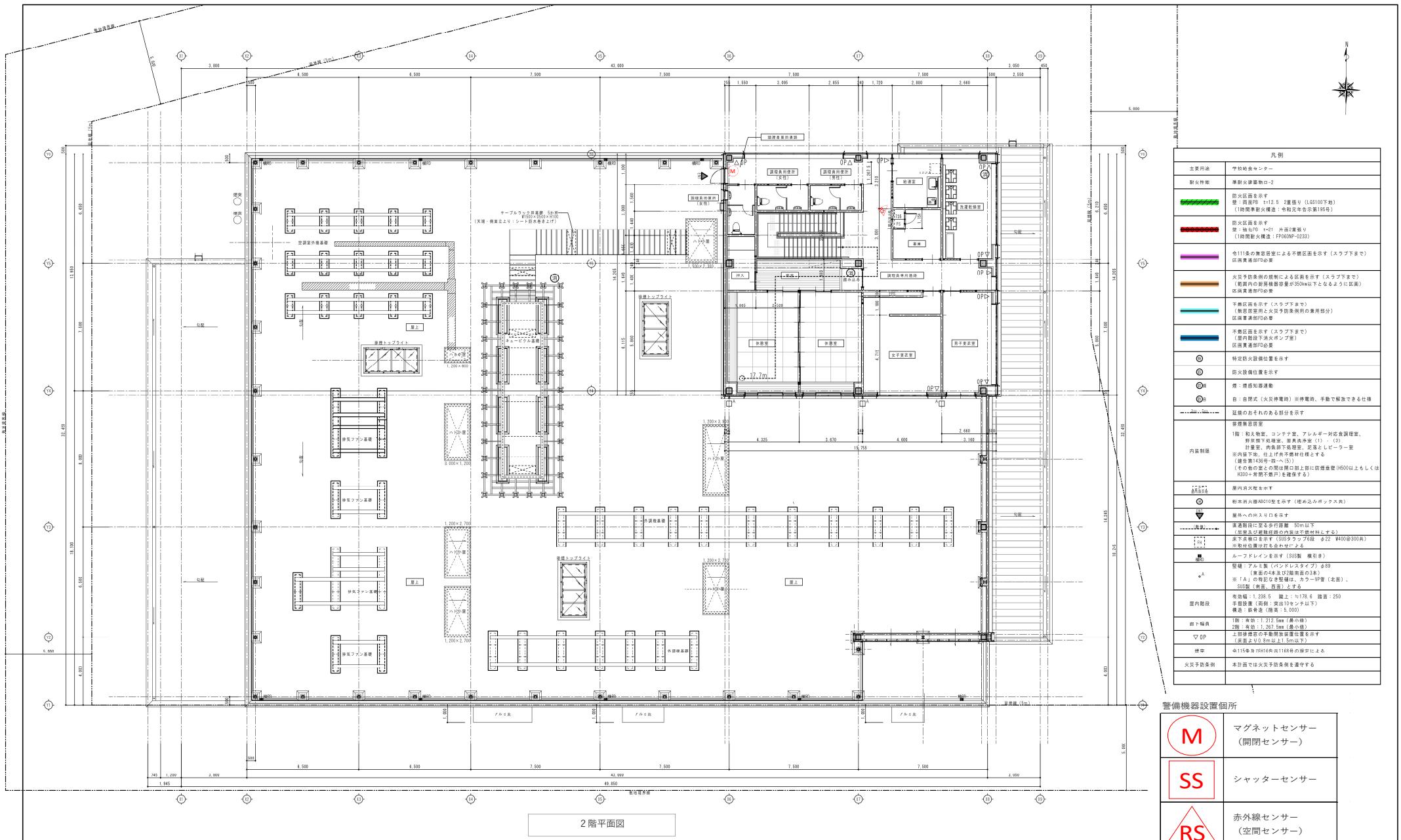
工事名
与謝野町立学校給食センター新築工事

図面名
1階平面図

一級建築士 第319755号 小川 龍二

警備機器設置個所

	マグネットセンサー (開閉センサー)
	シャッターセンサー
	赤外線センサー (空間センサー)



機械警備センサー設置個所

工事名様
新築工事
新築工事
新築工事

图面名称 2階平面